株式会社OCS

法人ＥＴＣカード「OCS ETC・CORPORATE」会員規約

2026 年 2 月 24 日改訂

一 般 条 項

本規約は、道路事業者が別途定めるＥＴＣシステム利用規程に基づき、道路事業者が指定する有料道路の通行料金をＥＴＣシステムにより収受する場合において、利用会員が支払うべき通行料金をＥＴＣカード「ＯＣＳ ＥＴＣ・ＣＯＲＰＯＲＡＴＥ」によりクレジットカードシステムを用い決済することについて規定するものです。

本規約において使用する用語はそれぞれ次の意義とします。

①道路事業者

道路整備特別措置法により、道路の通行（または利用）について料金を徴収する者をいいます。

②通行料金

道路整備特別措置法第 2 条第 3 項に規定する道路の通行（または利用）について道路事業者が徴収する料金をいいます。

③ETC

有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱に関する省令（平成 11 年建設省令第 38 号、以下「省令」といいます。）に規定する有料道路料金収受システムをいいます。

④車載器

道路整備措置法第 12 条第 1 項の自動車または車両に搭載して無線交信により道路を通行した事を記録する為の装置をいいます。

⑤ETC カード

カード会社が発行する ETC 用 IC カードで、ETC システムにより通行料金を納付しようとするものを識別して車載器を作動させるための機能と通行料金に係るカード発行会社のクレジット機能を有するカードをいいます。

⑥記録装置

通行料金の支払いのため、ETC カードの情報の計算処理および登録を行う ETC または料金機械を構成する装置をいいます。

⑦通行記録

通行料金支払いのため、ETC カードの情報を記録装置により登録した当該記録および当該有料道路の通行に係る料金の額、その他通行に関する記録をいいます。

⑧ETC システム利用規程

ETC の利用その他に関して、本規約とは別途に道路事業者が定める規定をいいます。

⑨OCS ETC・CORPORATE

三菱 UFJ ニコス株式会社および間接発行業務委託した株式会社 OCS または三菱 UFJ ニコス株式会社の関連会社であるカード発行会社が発行する ETC カードのカード商品名をいいます。

第１条（法人会員およびカード使用者）

（１）法人会員（以下「会員」といいます。）とは、株式会社ＯＣＳ（以下「当社」といいます。）の定める各クレジットカード会員規約（以下「各カード会員規約」といいます。）、本規約および道路事業者が別途定める「ＥＴＣシステム利用規程」（以下「利用規程」といいます。）を承認のうえ、三菱ＵＦＪ二コス株式会社および間接発行業務委託した当社に、法人ＥＴＣカード「ＯＣＳ ＥＴＣ・ＣＯＲＰＯＲＡＴＥ」（以下 『カード」といいます。）会員として当社所定の申込書により入会の申込みをされ、当社が入会を認めた法人、団体または個人事業主をいいます。

（２）「カード使用者」とは、会員があらかじめカードの使用者として当社にカード発行を申込み、当社がこれを認めた方をいいます。ただし、カード使用者の人数は当社所定の人数とさせていただきます。

（３）会員は取扱担当者１名を指名し、カードの取扱業務にあたらせるものとします。

（４）会員はカード使用者に本規約および利用規程を遵守させるとともに、カード使用者のカード利用による代金の支払い、その他カードにより

生じる一切の責任を負うものとします。

第２条（カードの貸与と取扱い、有効期限）

（１）ＥＴＣカードは、当社が既に利用会員に発行している各クレジットカード（以下「各カード」といいます。）に付帯するカードであり、本規約に定めのない事項は各カード会員規約を適用するものとします。

（２）当社は会員に対しカード使用者１名につき、１枚のカードを発行し貸与いたします。なお、カードの所有権は当社に属します。また会員宛にカードおよび請求書を送付する際に、カード発行会社を通知します。

（３）カード使用者は、当社よりカードを貸与されたときは、直ちにカードの署名欄に自己の署名をしなければなりません。

（４）会員およびカード使用者（以下「会員等」といいます。）は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し保管するものとします。

（５）カードは、カード上に表示された使用者本人のみが利用でき、カード上に表示された名義人以外の者（以下、「他人」といいます。）に譲渡、質入れその他の担保提供、貸与、寄託、占有の移転その他一切の処分をすることはできません。ただし、本規約で別に定める場合または当社が特に指示した場合はこの限りではありません。なお、当社が必要と認めてカードの返却を請求したときは、会員はこれに応じるものとします。

（６）カード上には、ＥＴＣ利用会員番号、会員氏名、有効期限等が表示されますが、会員はこれらの表示事項をＥＴＣによる通行料金以外の支払いに利用することはできません。

（７）会員等が（３）、（４）、（５）、（６）に違反し、カードまたはカードの表示事項が他人に使用されたときは、その利用代金の支払は会員の負担となります。

（８）カードの有効期限はカードに表示し、当社が引き続き会員として適当と認める場合は、当社所定の時期に有効期限を更新した新しいカードを送付します。

（９）当社は、当社におけるカード情報の管理、保護等業務上必要と判断した場合、会員番号を変更のうえカードを再発行することができるものとし、会員はあらかじめこれを承認します。

(10) 会員等は、新しいカードの送付を受けたときは、当社が特に指示した場合を除き、従前のカードは、会員の責任においてカードの IC チップ部分が切断されるような形で切断し、使用不能の状態にして処分しなければなりません。なお、カード有効期限内におけるカード利用による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用します。

第３条（カード使用者の追加・変更・退会）

会員がカード使用者の追加・変更・退会を希望する場合は、当社に対し当社所定の用紙で申込みをするものとし、その都度当社の承認を受けるものとします。なお、特定のカード使用者が変更・退会する場合は、当該カードを添えて当社あて提出を行うものとします。

第４条（年会費）

（１）年会費は無料とします。

（２）会員は当社に対し、新規発行・再発行・有効期限の更新時における発行の手数料として、当社所定の手数料を支払うものとします。なお、手数料は原則として返還しないものとします。

第５条（カードの機能・利用）

（１）会員等はカードを利用して、道路事業者が指定する有料道路でのＥＴＣシステムによる通行を行うことができます。

（２）前項のカードの利用に際しては、所定の車載器が必要となります。また、会員等はカードの利用およびＥＴＣシステムによる通行を行うにあたり、その利用方法について道路事業者が別途定める利用規程の定めに従うこととします。

（３）ＥＴＣシステムの通行により生じる料金については利用の際、その利用を証明する書類の交付を行いません。ただし、会員が交付を必要とする場合は、利用規程の定めるところにより、道路事業者が指定する場所で道路事業者より交付を受けることができます。

（４）会員は、カードの利用に係る通行料金（以下「カード利用代金」といいます。）を当社が会員に代わって道路事業者に立替払することを当社へ委任するものとします。

第６条（カードの利用可能枠）

（１）カードの利用可能枠（元本利用枠）は当社が定めた金額とし、会員に通知します。

（２）会員等は、当社が承認した場合を除き、利用可能枠を超えてカードを使用してはならないものとします。また、当社の承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを使用した場合は、利用可能枠を超えた金額を一括して直ちにお支払いいただきます。

（３）会員が当社から複数枚のクレジットカードの貸与を受けた場合には、これらのカード利用残高の合計は当社が別に定める利用可能枠を超えることはできません。

第７条（カード利用代金等の支払方法）

（１）カード利用代金および本規約に基づく会員の当社に対する一切の支払債務（以下総称する場合は「カード利用代金等」といいます。）の支払方法は１回払いとし、毎月末日で締切り翌月２７日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、会員があらかじめ約定した当社の指定する金融機関の預金口座から口座振替の方法により当社に支払うものとします。なお、当社が特に必要と認めた場合または事務上の都合により翌月以降の２７日からお支払いいただくことがあります。また、当社が提供する用紙により当社の指定する預金口座への振込もしくはコンビニエンスストアでの支払いの方法でお支払いいただく場合があります。なお、お支払い口座から口座振替の方法によりお支払いいただく場合において、当該お支払口座と当社に対する他の債務の支払に係る口座とが同一のときは、当社はこれらの債務を合算した金額で金融機関に対して口座振替の依頼をすることがあります。

（２）お支払口座の残高不足等により約定返済期日にカード利用による支払金等の口座振替ができない場合、当社が指定する金融機関については約定返済期日以降においても、カード利用による支払金等の全部または一部について口座振替ができるものとします。

（３）会員がカード利用代金の支払金を支払い、会員から領収書発行の請求があった場合、その他当社が指定する場合を除き、当社は領収書の発行はいたしません。また、通行料金領収書の発行もいたしません。

第８条（支払金等の充当順序）

（１）口座振替または当社が送付する用紙による当社の指定する預金口座への振込もしくはコンビニエンスストアでの支払い以外の方法で会員の当社に対する支払いが行われた場合には、会員への通知なくして、当社が当該支払いを当社所定の時期における返済とみなし、当社所定の順序および方法により、当社に対するいずれかの債務（本規約以外の契約にもとづく債務を含みます。）に充当し、または口座振込、郵便為替による返金等をすることができるものとします。

（２）（１）にかかわらず、会員が事前に当社に連絡のうえ当社の承認を得て、支払範囲、支払方法および支払日を指定し、当該指定に従い当社が会員に通知した金額を、会員が指定した支払方法で会員が指定した支払日に支払った場合には、当社は、会員の支払った金額を当該指定に従い充当するものとします。ただし、支払範囲、支払方法および支払日は、当社所定の支払範囲、支払方法および支払日から指定するものとします。

（３）当社の指定する預金口座への振込およびコンビニエンスストアでの支払いの方法で会員の当社に対する支払いが当該用紙に記載された支払期日の前に行われた場合において、超過支払金（当該支払いが行われた日を返済日として会員が当社に支払った金額を当該用紙に記載された債務に充当した後に当該充当金額を超えて支払われた金額をいいます。以下同じ）があるときは、当社は会員への通知なくして、当該超過支払金を当社所定の時期における返済とみなし、当社所定の順序および方法により、当社に対するいずれかの債務（本規約以外の契約にもとづく債務を含みます。）に充当し、または口座振込、郵便為替による返金等をすることができるものとします。

第９条（ご利用代金明細書・残高承認）

（１）当社は会員に対しカード利用によるカードショッピングの支払金を請求するときは、あらかじめ利用代金明細および残高が記載されたご利用代金明細書を電磁的方法又はハガキ・封書の郵送による方法にて本会員へ通知します。本会員が電磁的方法による通知を希望しない場合、又は口座振替の登録をされていない場合（当社が口座振替の登録を完了していない場合を含む）は、ご利用代金明細書を郵送にて送付します。

（２）会員が前項のご利用代金明細書を受け取った後（電子メールの送信その他の電磁的な方法により前項のご利用代金明細書の記載事項を当社が提供した場合には会員がこれを受信した後）、20 日以内に異議の申立てをしなかったときは、残高その他当該ご利用代金明細書記載の内容を承認したものとみなされても異議がないものとします。

第１０条（費用・公租公課等の負担）

（１）会員は法令で利息とみなされない範囲内で、当社所定の次の費用、手数料等を負担いただきます。

①会員があらかじめ約定した金融機関のお支払口座から約定返済期日に口座振替がなされなかった場合、当社所定の再度の口座振替手続きに要する費用を負担するものとします。　又振込用紙を送付したときは、振込用紙送付手数料として送付回数１回につき当社所定の手数料を負担するものとします。

②法令に基づき交付する書面の再交付に要する費用。

③本契約に基づき貸与したカードの再発行手数料。

④当社より書面による催告を受けたときは、当該催告に要した費用。

⑤本規約に基づく費用・手数料に関して課せられる公租公課（消費税等を含みます）。

上記①から⑤までの手数料については当社ホームページ（https://www.ocsnet.co.jp）にて掲載しております。

（２）会員は、振込手数料、収納手数料（コンビニエンスストアでの支払いの場合）その他の当社に対するカード利用による支払金等の支払いに要する費用および当社からの返済金等に要する費用を負担していただきます。

第１１条（遅延損害金）

会員が、カード利用代金等の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対し、年１４．６％を乗じた額の遅延損害金をお支払いいただきます。

第１２条（カード紛失・盗難等）

（１）会員等がカードを紛失し、または盗難に遭ったときは、速やかに当社に連絡のうえ、最寄りの警察署または交番にその旨を届けるとともに、当社所定の届出書を当社あて提出していただきます。

（２）前項の手続きにより届け出されたカードが他人に不正に使用された場合には、その損害額を免除するものとします。当社が填補する損害は、カードの紛失・ 盗難等の通知を当社が受理した日の前 60 日以内に行われた不正使用による損害とします。

（３）前項の定めにかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、（２）の損害の全部を会員に負担していただきます。

①会員等の故意または重大な過失によって生じた場合。

②会員等の家族、同居人、留守人等、会員等の関係者によって使用された場合。

③戦争、地震などで著しい社会秩序の混乱の際に、紛失や盗難が生じた場合。

④本規約に違反している状況において、紛失や盗難が生じた場合。

⑤カードの署名欄に自己の署名がない状態で損害が発生した場合。

⑥会員が当社の請求する書類の提出に応じない場合、また当社等が行う被害状況の調査協力を拒んだ場合。

⑦その他、会員等が当社の指示に従わなかった場合。

（４）カードは、紛失、盗難、毀損、滅失等で当社が必要と認めた場合に限り再発行いたします。なお、この場合、当社所定の再発行手数料を負担していただくことがあります。

（５）カードの再発行によりＥＴＣカードのカード番号が変更となった場合は、道路事業者が実施する前払残高管理サービス、ＥＴＣマイレージサービス、有料道路身体障害者割引制度などの登録型割引制度を利用する会員等は、自ら、道路事業者所定の変更手続きを行うものとし、変更手続きが完了するまでのカードの利用が割引対象とならないことをあらかじめ承諾するものとします。当社は、カードの利用が割引対象とならないことにより会員等が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。

（６）偽造カードの使用に係るカード利用代金については、会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員等は被害状況の調査等に協力するものとします。ただし、偽造カードの作出または使用について会員等に故意または過失があるときは、その偽造カードの利用代金については会員が支払いの責を負うものとします。

第１３条（退会・会員資格の取消およびカードの使用停止・返却）

（１）会員の都合により退会するときは、当社あてに当社所定の方法により届出るとともに、カードを返却または切断し使用不能の状態にして処分しなければなりません。また、会員は退会申出後であってもカード利用による支払金の未払債務を完済しなければならないものとします。会員の申出による退会は上記のカード返却または処分および未払債務の完済をもって効果を生じるものとします。なお、当社が請求した場合は、未払債務の全額を一括して直ちにお支払いいただくことがあります。

（２）会員は沖縄県外へ転出する際は退会するものとし、カードの返却および未払債務を完済しなければならないものとします。なお、当社が請求した場合は、未払債務の全額を一括して直ちにお支払いいただくことがあります。

（３）会員等が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知することなく、カード使用の停止または会員の資格を取消すことができ、これらの措置とともに道路事業者に当該カードの無効を通知することがあります。

①会員等が入会時に虚偽の申告をした場合。

②会員等が本規約のいずれかに違反した場合。

③会員がカード利用による支払金等当社に対する一切の債務のいずれかの履行を怠った場合。

④会員等の信用状態が著しく悪化したと当社が判断した場合。

⑤住所変更の届出を怠る等、会員の責に帰すべき事由により会員等の所在が不明となり、当社が会員への通知連絡について不能と判断したとき。

⑥会員等が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等もしくはこれらの共生者、その他これらに準ずる者であると判明した場合。

⑦会員等が、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき、法的な責任を超えた不当な要求をしたとき、当社との取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いたとき、もしくは、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由が生じた場合。

⑧その他当社が会員等として不適格と判断した場合。

（４）カードの利用可能枠は、途上与信により会員の利用状況、借り入れ状況を調査のうえ、会員の支払能力に応じて利用可能枠の減枠(利用可能枠を０円とすることを含む。)、またはカードの利用を停止することができるものとします。

（５）（３）に該当し、当社または道路事業者がカードの返却を求めたときは、会員等は直ちに当社の指定する方法により、カードを返却するものとします。また当社が当該カードの回収に要した一切の費用は、会員の負担とします。

（６）（５）の定めにかかわらず、（３）に該当し、当社がカードの破棄処分を求めたときは、会員等は直ちに会員の責任においてカードの IC チップ部分が切断されるような形で切断し、使用不能の状態にして処分しなければなりません。

（７）会員は、退会、会員資格の取消し等により会員資格を失った後においても、当社が請求したときは、当社の指示する事項について、これに応じる義務を負うものとします。

第１４条（規約の変更）

（１）当社は、次の各号に該当する場合には、本規約を第２項に定める方法により変更することができます。

①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき

②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

（２）前項に基づく変更に当たっては、当社は、効力発生日を定めた上で、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、下記のいずれかの方法又はその他相当な方法をもって公表します。

①当社ホームページ又は本社若しくは各営業店に変更内容を掲示。

②書面・電子メールその他の方法による通知。

（３）前２項に基づく本規約の変更に異義がある会員は、第１３条に基づき、当社に対して退会の申し出を行うことができ、当社は、この申し出を承諾します。

第１５条（準拠法）

会員と当社との諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されます。

第１６条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の住所地および当社の本社・各営業店を管轄する簡易裁判所および地方裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第１７条（各カード会員規約の適用）

本規約に定めのない事項については、各法人カード会員規約を適用するものとします。

ETC 利用規程等については、下記サイトからご確認ください。

ETC 利用規程

https://www.go-etc.jp/kitei/kitei.html

ETC 利用規程実施細則

https://www.go-etc.jp/kitei/saisoku.html

会員規約の電子交付に関する同意条項

株式会社 OCS（以下「当社」といいます。）は、申込者および連帯保証人、カード利用者（以下総称して「会員等」といいます。）に対し、割賦販売法その他法令に基づく各種書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により交付（以下「電子交付」といいます。）することについて、会員は以下に同意するものとします。

第１条（電子交付書面）

当社は、会員等との契約にあたり、会員規約を電子交付により提供します。

第２条（電子交付の種類および方式）

(1) 電子交付の種類

電子交付の種類は、次のとおりです。

①当社ホームページに会員規約を掲載し、会員等の閲覧に供する方法

②カード送付に際し、会員規約の掲載ページに接続されるＵＲＬ（二次元コードを含みます。）を記載した書面を同封し、会員等の閲覧に供する方法

(2) 電子交付の方式

電子交付を受けるためには、当社が推奨するインターネットブラウザソフトおよびAdobe Acrobat Reader等のPDFファイル閲覧用ソフトが必要です。

第３条（免責事項）

(1) 電子交付の種類および方式について、当社が電子交付に同意した会員等の利用に支障をきたすおそれがないと判断した場合には、事前に当社ホームページに変更内容を掲載し、会員等の同意を得ることなく、これを変更することができるものとします。

(2) 会員等が電子交付を同意した後に、法令等の変更や監督官庁の指示その他の必要な事態が発生した場合等、何らかの理由が生じ、あるいは当社が必要と判断した場合には、電子交付に替え、紙媒体による書面の交付等（すでに電子交付により提供された書面を含みます。）を行う場合があります。

株式会社OCS

〒９００－００１５　沖縄県那覇市久茂地１－１１－１

包括信用購入あっせん業者　登録番号 沖縄（包）第４号

サポートセンター（総合案内窓口）０９８－９０１－００９４　平日９：００～１７：００（自動音声対応/24 時間 365 日受付）

お客様相談室　（苦情・相談窓口）０１２０－１１－０４０４　平日９：００～１７：００

ホームページアドレス　ｈｔｔｐｓ://ｗｗｗ．ｏｃｓｎｅｔ．ｃｏ．ｊｐ